個人情報ファイル簿（令和6年12月20日現在）

No	個人情報ファイルの名称	行政機関等の名称	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			個人情報ファイルの利用目的	記録項目	記録範囲	記録情報の収集方法	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	記録情報の経常的提供先	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	個人情報ファイルの種別		行政機関等匿名加工情報の提案を募集をする個人情報ファイルである旨	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		行政機関等匿名加工情報の概要	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	備考
			局	部	課(室)							名称	所在地		種別	政令第21条第7号に該当するファイル		名称	所在地		名称	所在地			
1	軽自動車税賦課データベース	市長	財政局	税務部	市民税課	軽自動車税の賦課	識別番号、氏名、性別、住所・電話番号、生年月日・年齢	賦課期日（4月1日）現在における軽自動車等の所有者	本人（届出者）から収集	含まない	納税課	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	なし	電算処理ファイル	あり	非該当	―	―	―	―	―	―	―	
2	個人市県民税賦課データベース	市長	財政局	税務部	市民税課	個人市県民税の賦課	識別番号、個人番号、氏名、性別、住所・電話番号、生年月日・年齢、職業・職歴、所得・収入、納税状況、障害、家族状況、居住状況、公的扶助	賦課期日（１月１日）現在、熊本市に住所を有する個人及び区内に事務所・事業所または家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有していない個人 ※住所とは各人の生活の本拠地又は場所的中心をいう。	本人から収集、国又は他の地方公共団体から収集、民間から収集	含む	市営住宅課、国保年金課、高齢福祉課、介護保険課、障がい保健福祉課、各区保健子ども課、保育幼稚園課、保護管理援護課、納税課、各区福祉課、各区区民課、こころの健康センター、子ども支援課、児童相談所、感染症対策課、精神保健福祉室、障がい者福祉相談所、子ども政策課、医療政策課、新型コロナウイルス感染症対策課、教育委員会指導課、教育委員会総合支援課	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	なし	電算処理ファイル	なし	非該当	―	―	―	―	―	―	―	
3	市税に関する証明等に関するデータベース	市長	財政局	税務部	市民税課	市税に関する証明の交付	目時、発行部署、端末ＩＰ、証明の種別、発行部数、住民ＩＤ、世帯ＩＤ、	市税に関する証明の交付対象者	本人から収集	含まない	―	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	なし	電算処理ファイル	あり	該当	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	―	―	―	―	―	
4	固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税に関する賦課事務データベース	市長	財政局	税務部	固定資産税課	固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税の賦課	1.識別番号、2.個人番号、3.氏名、4.性別、5.住所、6.電話番号、7.生年月日、8.期別税額、9.土地固定課税標準額、10.家屋固定課税標準額、11.償却課税標準額、12.固定合計課税標準額、13.固定算出税額、14.固定共用税額、15.固定軽減税額、16.固定減免税額、17.固定差引税額、18.土地都計課税標準額、19.家屋都計課税標準額、20.都計合計課税標準額、21.都計算出税額、22.都計共用税額、23.都計軽減税額、24.都計減免税額、25.都計差引税額、26.年税額、27.資産区分、28.所在地、29.地番、30.家屋番号、31.地目・種類、32.構造、33.用地、34.台帳地積、35.床面積、36.課税面積、37.評価額、38.固定課税標準額、39.都計課税標準額、40.軽減相当税額、41.固定資産税相当税額、42.都市計画税相当税額	・固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者	・法務局から送付される登記済通知書 ・戸籍・住民票の調査 ・本人提出の申請書 ・住基ネットによる照会	含まない	・熊本地方法務局 ・熊本県	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	なし	電算処理ファイル	あり	非該当	―	―	―	―	―	―	―	
5	滞納整理データベース	市長	財政局	税務部	納税課納税課（特別滞納対策室）	地方税法に基づく市税の徴収及び滞納処分のため	1.認識番号、2.氏名、3.性別、4.住所、5.電話番号、6.国籍、7.職業、8.収入、9.資産状況、10.納税・滞納状況、11.滞納処分状況、12.口座情報、13.公的扶助	納税義務者	・納税義務者からの申告 ・国又は他の地方公共団体からの情報提供 ・事業主からの報告	含まない	・同一実施機関の他課等 ・他の実施機関 ・関連業務委託先	熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	なし	電算処理ファイル	あり	非該当	―	―	―	―	―	―	―	
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									

個人情報ファイル簿（令和6年12月20日現在）

No	個人情報ファイルの名称	行政機関等の名称	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			個人情報ファイルの利用目的	記録項目	記録範囲	記録情報の収集方法	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	記録情報の経常的提供先	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	個人情報ファイルの種別		行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		行政機関等匿名加工情報の概要	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	備考
			局	部	課(室)							名称	所在地		種別	政令第21条第7号に該当するファイル		名称	所在地		名称	所在地			
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									